

三重テラス運営による経済効果等測定業務委託

企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

三重県は、平成 25 年 9 月 28 日に、首都圏営業拠点「三重テラス」を開設し、運営しています。三重テラスは、三重県産品を販売するショップ、三重県産食材を使ったメニューを提供するレストラン、県・市町・商工団体・企業等が様々な県内の魅力を発信するイベントスペースを備え、首都圏における三重の認知度向上、三重ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいます。

三重テラスを設置している不動産の賃貸借契約及びショップ・レストランの運営委託の契約期間は 5 年間であり、平成 30 年度に更新し、今年度は「三重テラス第 2 ステージ」の 4 年目となりますが、その契約期限が令和 4 年度末であることから、今年度において、令和 5 年度以降の首都圏での営業活動のあり方を検討するため、三重テラス設置による効果を検証することとしています。

首都圏での営業活動のあり方の検討にあたっては、三重テラス開設から 10 年（2 期）を経過する中での社会状況等の変化、特に「with/after コロナ時代」に対応するなど多角的な検証を行う必要があります。

本業務は、その検証作業の一環として、「三重テラス第 2 ステージ（平成 30 年度～令和 4 年度）」におけるメディア露出、県産品の販売・利用、観光誘客等の経済効果等を調査・測定・分析を行うとともに、経済効果測定結果及び社会状況の変化等をふまえた首都圏営業のあり方についての提言を得ることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

三重テラス運営による経済効果等測定業務

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

3 契約上限額

2, 0 1 8, 2 8 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案コンペ

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等より参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に

複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は、破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二号第一項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は、同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

5 質問の申請及び回答に関する事項

- (1) 本件に関する質問がある場合は、次のとおり文書により行うこと。なお、質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しない。

- ① 申請期限 令和3年7月5日（月）12時まで（必着）
 - ② 提出場所 下記19に示す所属
 - ③ 提出方法 質問申請書（第4号様式）を電子メールにより提出
- ※質問申請書を送信したときは、必ず電話で受信確認をすること。

- (2) 質問内容に対する回答は、令和3年7月9日（金）までに三重県ホームページの企画提案コンペ等公告に掲載する。質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

6 提出を求める企画提案書等の内容

次に掲げる書類は、A4サイズを使用すること（A3サイズによる折り込み可）。

提出書類の部数は（1）～（3）に示すとおりとすること。また、様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出すること。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類 1部

※次に掲げる下記書類を1部添付すること。

ただし、三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は下記書類の提出を省略できる。

- ・【法人の場合】「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）
- ・【個人の場合】「身分証明書」（身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」（東京法務局発行のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。）

※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）を添付すること。

※共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

(2) 企画提案書 8部（正本1部、写し7部）

- ・50頁以内、文字は11ポイント以上で作成し、両面印刷のうねページ番号を記載すること。また、長辺側を綴じること。
- ・企画提案書には下記事項を記載すること。

【記載内容】

- ①調査・測定・分析方法
- ②業務スケジュール
- ③業務実施体制(実施責任者、担当者の役割、氏名)

※共同事業体による提案の場合は、共同事業体としての組織概要並びに各構成員の組織概要を提出するとともに、共同事業体で事業実施する理由、各役割分担に関する資料も提出すること。

(3) 見積書(第5号様式) 8部（正本1部、写し7部）

※見積価格は、本業務の履行に要する全ての経費を含め記載すること。

※費用の内訳を可能な限り記載すること。

※見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの金額（免税業者にあつては、契約希望額の110分の100に相当する金額）とすること。

なお、前記3に示した契約上限額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額であるため注意すること。

(4) その他資料 8部（正本1部、写し7部）

※提案者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの（企業パンフレット等でも可）。

(5) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）及び添付資料 1部

※共同事業体による提案の場合のみ提出すること。

※添付資料として組織の規定・会則を提出すること。

7 企画提案書等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年7月16日（金）12時まで（必着）

(2) 提出場所 下記19に示す所属

(3) 提出方法 郵送又は持参

※電子メール、FAXによる提出は不可とする。

※郵送の場合は、上記（2）まで電話連絡をすること。

8 最優秀提案者の選定・評価方法

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書について、別に設置する「三重テラス運営による経済効果等測定業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）においてその内容審査を行い、最優秀提案を1件選定する。審査は、第1次審査（適否評価、書面審査）及び第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）を実施する。

(2) 第1次審査の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価、企画提案書による書類審査を行う。第1次審査にて落選とされた提案は選定対象から除外し第2次審査は行わない。第1次審査の結果は各提案者に通知する。

(3) 第2次審査の実施

第1次審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。

①実施日時 令和3年7月21日（水）

②実施場所 オンライン開催

③その他

- ・プレゼンテーションは、提案者本人が行うものとする。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、代理人にプレゼンテーションについて委任しているときは、その代理人によるものとする。
- ・プレゼンテーションの実施方法、詳細な時刻等については、別途調整のうえ、各提案者に連絡する。
- ・提案者によるプレゼンテーションは、選定委員会の質疑に対する応答を除き12分以内とする。
- ・プレゼンテーションにおける説明は、提出のあった企画提案書のみにより行う。

(4) 審査結果の通知

各提案者に対して文書にて通知する。

9 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

(1) 企画性（5点×2）

- ・効果的な調査・測定・分析の提案となっているか

(2) 独自性（5点×2）

- ・仕様書に列記の項目以外に、独自の調査項目が設定されているか

(3) 合目的性（5点）

- ・業務の目的や仕様に合致し、目的達成のために具体的かつ高い効果が期待できる提案となっているか

(4) 実現性（5点×2）

- ・具体的で実現可能な内容となっているか
- ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか
- ・県からの指示に対して、迅速で柔軟な対応が可能な実施体制となっているか
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じた提案となっているか

(5) 経済性 (5点)

- ・見積金額が提案内容に対し適正であるか

10 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、前記8(4)の通知を受けた後に、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。)

②三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。)

※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、納税証明書及び納税確認書の提出ができない場合は、申立書(第7号様式)を提出すること。

③契約実績証明書(第6号様式)

(2) 提出期限 別途通知する。

(3) 提出場所 下記19に示す所属

(4) 提出方法 郵送又は持参

11 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は下記19に示す所属において別途示す。

(2) 契約時に契約保証金の納付が必要となる場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。

(4) 契約は下記19に示す所属において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 委託料の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基

づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ①断固として不当介入を拒否すること
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ③発注所属に報告すること
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）②又③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。また、提出された書類の資料は返却しない
- (2) 提出のあった企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない（該当部分について個別に協議する。）。

19 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課営業推進班 米津、加藤

電話：059-224-2386、FAX：059-224-3024

電子メール：eigy@pref.mie.lg.jp